

「地方における規制改革」(地方の様式・書式)に関する検討について

1. 4月14日の規制改革推進会議における地方六団体との意見交換を踏まえ、地方の様式・書式に関する検討の進め方について、以下の案により、各府省庁に意見照会を行った。

1. 対象

地方における手続上の様式・書式(以下「様式等」という)に関する事項の検討については、当面、特に、経済活動に影響する様式等であって、一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの、又は、事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するものを対象とする。

2. 進め方

各府省庁において、上記1.に該当する様式等の洗い出しを行い、内閣府(規制改革推進室)による事業者団体への確認を経てリストアップした事項について、それぞれの実態等に応じ、改善方策(国の法令による統一化のほか、国から自治体への技術的助言による様式等の雛型の提示、自治体側の連携による様式等の雛型の作成など)を検討し、平成29年度中に結論を得る。その際、個々の手続に応じて、自治体と十分に協議する。結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

2. これに対し、総務省から、以下の意見の提出があった。(他の府省庁からは意見なし。)

(意見)

「2.進め方」における改善方策として、「標準様式による電子申告等の推進」が選択肢となることを明示されたい。

(理由)

行政手続に係る事業者の事務負担軽減を図る方策としては、書面による手続きの改善の他、電子的な手続きの改善が考えられる。

現在、地方税においては、標準様式による電子申告等(eLTAX)が可能であり、法人住民税・法人事業税の申告におけるeLTAX利用率は56%を超えている。また、先般の行政手続部会においても、地方税については、電子申告の利用率向上に取り組むこととされている。

このように、地方税に関する手続きにおける事業者の負担軽減は、標準様式による電子申告等の推進により大きな改善が期待できるものであり、電子申告等について改善方策として明示することが妥当。